

7 日常生活用具・補装具の支給

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 児

小児慢性特定疾病医療費助成の医療受給者証をお持ちの在宅のお子さんに対し、車いすや特殊ベッド等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施するものです。

小児慢性特定疾病医療費対象疾病（対象疾患群）

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患

〔対象者～以下のすべてに該当する方〕

- 1 北九州市内に住所を有する方
- 2 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- 3 児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費助成を除く）、障害者総合支援法の対象とならない方
（身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方等は、障害者の制度が優先します。）
- 4 日常生活を営むのに著しく支障がある在宅の方で、日常生活用具の給付を必要とする方

〔申請手続き〕

*** 必ず事前にご相談ください。申請前の購入は公費補助の対象となりません。**

- 1 お子さんの住所地の区役所子ども・家庭相談コーナーに下記の書類を提出してください。
 - (1) 日常生活用具給付申請書（区役所にあります）
 - (2) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
 - (3) 世帯全員の住民票（申請から3ヶ月以内のもの）
 - (4) 所得税（所得税非課税の場合は住民税）に関する証明書

〔保護者の一部負担について〕

世帯の収入状況により用具の給付に要する費用の一部を負担していただきます。また「給付の対象となる品目等」の基準額を超える費用についても自己負担となります。

〔その他〕

用具の耐用年数を経過するまでの間は、原則として再給付を受けることはできません。

〔窓口〕

各区役所 子ども・家庭相談コーナー

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業対象種目等

種目	対象者	性能	基準額 (耐用年数)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる)	4,810円 (8年)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,170円 (5年)
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	163,300円 (8年)
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	166,320円 (8年)
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ①小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 ②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	64,800円 (8年)
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。	97,200円 (8年)
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	72,360円 (5年)
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,200円 (5年)
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	76,030円 (5年)
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,130円 (3年)
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	60,910円 (5年)
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節ができるもの。	21,600円 (1年)
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	40,820円 1年度に1回 基準額までの 給付とする。
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	38,880円 (5年)
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	170,100円 (5年)

ストーマ装具 (蓄便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	111,460円 1年度に1回 基準額までの 給付とする。
ストーマ装具 (蓄尿袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	146,450円 1年度に1回 基準額までの 給付とする。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は 気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	126,360円 1年度に1回 基準額までの 給付とする。

補装具費（購入または修理）の支給 ⑤⑥

〔対象者〕

身体障害者手帳をもっている方、又は以下の①②の要件全てに該当する方

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の対象疾患患者（358疾患）（21頁～24頁）
- ② 在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって診断される方

〔内容〕

障害を補うために必要と認められた補装具の購入・修理に係る費用を支給します。

補装具の購入・修理には事前に申請が必要です。

なお、利用者負担については、所得に応じて負担上限月額が設定されます。

※「補装具」・・・ 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの等。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

補装具費の支給を受けられる方	種 類	
視覚障害のある方	盲人安全つえ	義 眼
	眼鏡	
聴覚障害のある方	補聴器	
肢体障害のある方 ただし、※印は18歳未満の方	義肢	義手
		義足
	装具	車椅子
	歩行器	電動車椅子
	※ 頭部保持具	座位保持装置
	※ 座位保持椅子	※ 起立保持具
	※ 排便補助具	歩行補助つえ（1本つえを除く）
音声・言語機能障害と肢体障害が重複している方	重度障害者用意思伝達装置	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の対象疾患患者（332疾患）	上記の補装具について、申請書等に基づき、個別に支給の判断を行う。	

介護保険が優先的に適用される種類 ①車椅子（電動車椅子を含む） ②歩行器 ③歩行補助つえ
※①②③とも、介護保険で貸与される標準的な既製品の場合に限ります。

日常生活用具の給付・貸与 (身) (知) (精) (難)

〔対象者〕

在宅障害者（児）

〔内容〕

日常の便宜をはかるため、次の用具が支給されます。

日常生活用具の給付・貸与には事前に申請が必要です。

なお、利用者負担については、所得に応じて負担上限月額が設定されます。

また、点字図書については一般図書の購入価格相当額を負担していただきます。

一部の種類で介護保険制度が優先的に適用されます。

※難病患者の対象品目（55頁）

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

各種障害者手帳所持者の日常生活用具の給付品目

（平成29年4月現在）

種 目	対 象 者			公費負担上限額	耐用年数	
	身体障害者	身体障害児	知的障害児者			
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上			154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級 （常時介護を要する者に限る。）	下肢又は体幹機能障害2級以上 （原則として3歳以上）	療育手帳A （原則として3歳以上）	35,640円	5年
	エアーパード	下肢又は体幹機能障害2級以上	左と同じ （原則として6歳以上）		104,760円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級 （常時介護を要する者に限る。）	左と同じ （原則として6歳以上）		67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上 （入浴に当たっては、家族等他人の介助を要する者に限る。）	左と同じ （原則として3歳以上）		82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上 （下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）	左と同じ （原則として6歳以上）		15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上	左と同じ （原則として3歳以上）		159,000円 （つり具 39,000円まで）	8年

種 目		対 象 者			公費負担上限額	耐用年数
		身体障害者	身体障害児	知的障害児者		
介護・訓練支援用具	訓練いす		下肢又は体幹機能障害2級以上 (原則として3歳以上)		33,100円	5年
	訓練用ベッド		下肢又は体幹機能障害2級以上 (原則として6歳以上)		159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害があり、入浴に介助を必要とする者	左と同じ (原則として3歳以上)		90,000円 (住宅改造助成を使わない場合+工事費25,000円まで)	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	左と同じ (原則として6歳以上)		9,800円 (腰掛式) 4,450円 (差込式) (便器に手すりをつけた場合 5,400円)	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害があり、失調等により必要と認められる者	左と同じ	療育手帳Aで、てんかんの発生等により頻繁に転倒する者	12,525円 (レディメイド、革・スポンジ) 15,656円 (オーダーメイド、革・スポンジ) 30,282円 (レディメイド、革・プラスチック) 37,853円 (オーダーメイド、革・プラスチック)	3年
	つえ (T字状・棒状)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害があり、必要と認められる者	左と同じ		3,150円	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害があり、家庭内の移動等において介助を必要とする者	左と同じ (原則として3歳以上)		60,000円 (住宅改造助成を使わない場合+工事費 25,000円まで)	8年

種 目	対 象 者			公費負担上限額	耐用年数
	身体障害者	身体障害児	知的障害児者		
特殊便器	上肢障害 2 級以上	左と同じ (原則として 6 歳以上)	療育手帳 A (原則として 6 歳以上)	1 2 3, 1 2 0 円 (住宅改造助成を使わない場合+工事費 2 5, 0 0 0 円まで)	8 年
火災警報器	障害等級 2 級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	左と同じ	療育手帳 A (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	1 5, 5 0 0 円	8 年
自動消火器	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	2 8, 7 0 0 円	8 年
電磁調理器	視覚障害 2 級以上 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)		療育手帳 A (原則として 1 8 歳以上)	2 7, 0 0 0 円	6 年
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害 2 級以上	左と同じ (原則として学齢児以上)		1 2, 0 0 0 円	10 年
聴覚障害者用 目覚時計	聴覚障害 2 級以上 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要とみとめられる世帯)			1 5, 3 0 0 円	10 年
聴覚障害者用 屋内信号灯	聴覚障害 2 級以上 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要とみとめられる世帯)			1 7, 8 0 0 円	10 年
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要とみとめられる世帯)			8 7, 4 0 0 円	10 年

自立生活支援用具

種 目	対 象 者			公費負担上限額	耐用年数	
	身体障害者	身体障害児	知的障害児者			
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	左と同じ (原則として3歳以上)		51,500円	5年
	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害があり、必要と認められる者	左と同じ (原則として学齢児以上)		36,000円	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害があり、必要と認められる者	左と同じ (原則として学齢児以上)		56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者			17,000円	10年
	盲人体温計(音声式)	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	左と同じ (原則として6歳以上)		9,000円	5年
	盲人用体重計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)			18,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害3級以上で、在宅酸素療法を必要とする者又は人工呼吸器を装着している者	左と同じ		36,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害又は肢体不自由があり、発声・発語に著しい障害を有する者	左と同じ (原則として学齢児以上)		98,800円	5年
	情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢障害2級以上(原則として現に情報機器(パーソナルコンピュータ)を所有していること)	左と同じ (原則として6歳以上)		100,000円	6年

種 目	対 象 者			公費負担上限額	耐用年数	
	身体障害者	身体障害児	知的障害児者			
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	重度の視覚障害(原則として視覚障害2級以上)があり、必要と認められる者			383,500円	6年
	点字器(標準型)	視覚障害2級以上	左と同じ(原則として6歳以上)		11,000円	7年
	点字器(携帯用)	視覚障害2級以上	左と同じ(原則として6歳以上)		7,416円(片面書・アルミニウム製) 1,700円(片面書・プラスチック製)	5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	左と同じ		63,100円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	左と同じ(原則として6歳以上)		85,000円(録音再生機) 35,000円(再生専用機)	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	左と同じ(原則として6歳以上)		99,800円	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害があり、本装置により文字等を読むことが可能になる者	左と同じ(原則として学齢児以上)		198,000円	8年
	盲人用時計	視覚障害2級以上(なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)			15,120円(触読) 16,200円(音声)	10年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害があり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	左と同じ		32,400円(FAX) 71,000円(テレビ電話)	5年

種 目	対 象 者			公費負担上限額	耐用年数
	身体障害者	身体障害児	知的障害児者		
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害があり、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	左と同じ	88,900円	6年
	人工喉頭(笛式)	音声・言語機能障害がある喉頭摘出者	左と同じ	5,150円 8,343円 (カニューレ付)	4年
	人工喉頭(電動式)	音声・言語機能障害がある喉頭摘出者	左と同じ	72,203円	5年
	人工喉頭(拡声器)	音声・言語機能障害がある喉頭摘出者	左と同じ	29,160円	5年
	点字図書	視覚障害があり、主に情報の入手を点字によっている者	左と同じ (原則として6歳以上)		
	難聴児用補聴器		①市内に住所を有し、新生児聴覚検査で聴覚障害が発見された児童で、身体障害者手帳(聴覚障害)の対象とならない者 ②北九州市立総合療育センターからの意見書の提出があり、補聴器の装着が必要と認められる児童 ③両耳の聴力レベルが30デシベル以上の児童	43,900円 (高度難聴用耳掛け型補聴器(電池込)(片耳) ※両耳の場合は87,800円) 87,800円 (骨導式補聴器) 9,000円 (イヤーマールド(片耳))	5年
排泄管理支援用具	ぼうこう機能障害又は直腸機能障害があるストーマ造設者	左と同じ	17,716円 (蓄便袋) 23,278円 (蓄尿袋) 40,994円 (蓄便・蓄尿袋) ※全て2か月分		

種 目		対 象 者			公費負担上限額	耐用年数
		身体障害者	身体障害児	知的障害児者		
排泄管理支援用具	紙おむつ等	高度の排尿・排便機能障害又は脳原性機能障害があり、かつ意思表示等が困難な者	左と同じ		24,000円 ※2ヶ月分	
	収尿器	高度の排尿機能障害があり、必要と認められる者	左と同じ		7,931円 (男性用普通型) 5,871円 (男性用簡易型) 8,755円 (女性用普通型) 6,077円 (女性用簡易型)	1年
その他	住宅改造助成	①下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児以前非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）いずれかの3級以上を有する身体障害児者 ②重度障害児者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）			200,000円	

難病患者の日常生活用具の給付品目

種 目	対 象 者	公費負担上限額	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000円	8年
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	35,640円	5年
	特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000円	5年
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000円 (つり具39,000円まで)	8年
	訓練用ベット	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,200円	8年
自立生活支援用具	便器	常時介護を要する者	9,800円(腰掛式) 4,450円(差込式) (便器に手すりをつけた場合 5,400円)	8年
	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	90,000円 (住宅改造助成を使わない場合 +工事費 25,000円まで)	8年
	歩行支援用具	下肢が不自由な者	60,000円 (住宅改造助成を使わない場合 +工事費 25,000円まで)	8年
	特殊便器	上肢機能に障害のある者	123,120円 (住宅改造助成を使わない場合 +工事費 25,000円まで)	8年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700円	8年
在宅療養等支援用具	ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	56,400円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	36,000円	5年
作居補宅助生用具動	居室生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	200,000円	

※介護保険対象者には給付できない種目

- ①便器(腰掛式のみ) ②体位変換器 ③特殊便器(住宅改修で設置する場合のみ) ④特殊マット ⑤特殊寝台
⑥特殊尿器 ⑦入浴補助用具 ⑧移動・移乗支援用具・歩行支援用具 ⑨移動用リフト ⑩エアーマット
⑪居室生活動作補助用具 ⑫住宅改造助成(自立と認定された方でも給付できる場合があります)